

川崎市告示第 1 5 2 号

温暖化物質の排出抑制に関する指針（平成 2 2 年川崎市告示第 1 4 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

川崎市長 福田 紀彦

9 その他の「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。